平成２２年（フ）第９８２７号
東京都新宿区中落合２丁目２―14―203
債務者　吉原　文子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８４２号
東京都足立区東伊興２丁目11―７
債務者　多和田由美子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５７号
東京都町田市金井町3133―３―19―104
債務者　平野　　武
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８０号
東京都江戸川区大杉２丁目２―18―101
債務者　河村　恵美（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８３号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1414
債務者　蓮沼　秀華
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８９８号
東京都板橋区前野町１丁目７－１―504
債務者　安樂　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０１号
千葉県柏市大井144―６
債務者　小川　輝夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０２号
千葉県柏市大井144―６
債務者　小川　和子（旧姓小花）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０３号
千葉県市原市国分寺台中央６丁目２－１－A205
債務者　高橋　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０４号
神奈川県相模原市南区東林間３丁目17―７
グリーンコーポ小田急相模原Ⅱ406
債務者　中野　雅雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０５号
埼玉県入間市大字上藤沢524―36
債務者　中家　由佳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０６号
東京都板橋区南町10―６―106
債務者　五味ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０７号
東京都中野区沼袋３丁目29―８―102
債務者　目黒　眞也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０８号
東京都板橋区常盤台３丁目15―17
債務者　関根　弘子（旧姓神川）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１０号
神奈川県大和市下鶴間1613―20―206
債務者　仁村　真輔
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１１号
神奈川県大和市下鶴間1613―20―206
債務者　仁村　利佳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部